令和5年度 日高北部森林管理署公共工事契約状況

令和6年1月19日

分任支出負担行為担当官 日高北部森林管理署長 野木 宏祐

工事(業務)名	施工(履行)場所		工事種別(業務区分)	工事(業務)概要	入札方式
日高北部森林管理署庁舎屋根	改修工事 北海道沙流郡日	高町栄町東2丁目258-3	建築一式工事	庁舎屋根改修工事	一般競争入札
予定価格(税抜き)	調査基準価格(税抜き)	契約年月日	契約相手方の商号又	は名称及び住所	
7,459,000円		令和5年12月25日	三嶋建設株式会社	‡ 北海道日高郡新ひだか町静内高	码1丁目3番34号
契約金額(税抜き)	工事(業務)着手の時期	工事完成(業務完了)の時期			
7,300,000円	令和6年2月	令和6年3月			

- 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第73条の規定に基づく競争参加資格 別添「入札公告」のとおり
- 競争に参加しようとした者の商号又は名称並びにそのうち競争に参加させなかった者の商号又は名称及びその者を参加させなかった理由 別紙「競争参加資格確認結果書」(別添1)のとおり
- 入札者の商号又は名称及び各入札者の各回の入札金額 別紙「入札筆記書」(別添2)のとおり
- 予定価格の作成に用いた積算価格についての内訳 別紙「工事積算内訳書」(別添3)のとおり

入札公告

下記のとおり一般競争入札(政府調達対象外)に付します。

令和5年11月14日

分任支出負担行為担当官 日高北部森林管理署長 野木 宏祐

1 工事概要等

- (1) 工事名 日高北部森林管理署庁舎屋根改修工事(電子入札対象案件)
- (2) 工事場所 北海道沙流郡日高町栄町東2丁目258-3
- (3) 工事内容 庁舎屋根改修工事 (入札説明書及び工事仕様書による。)
- (4) 工 期 契約締結日の翌日から令和6年3月25日(月)まで
- (5) 本工事の入札は、入札を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

2 競争参加資格

本競争入札は、次に掲げる全ての条件に合致する者を入札参加資格の有資格者とする。

(1)予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条及び71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 令和5・6年度の北海道森林管理局における建設工事に係る競争参加資格のうち、「建築一式工事」の等級が D 又は C 若しくは B の認定を受けていること (会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づき更正手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道森林管理局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)。
- (3)会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

(4) 平成20年4月1日から令和5年3月31日までの15年間に元請けとして、以下に示す同種工事を施工した実績を有すること(経常建設共同企業体が同種工事を施工した場合における構成員の実績については、出資比率が20%以上である構成員に限り、当該実績を当該構成員の実績として認める。)。

なお、当該実績が森林管理局長等(林野庁長官、森林技術総合研修所所長、森林管理局 長、森林管理(支)署長、森林管理事務所長、治山センター所長、及び総合治山事業所長を いう。以下同じ。)が発注した工事のうち、入札説明書に示すものに係る実績である場合に あっては、「林野庁工事成績評定要領」(平成10年3月31日付け、10林野管第31号林 野庁長官通知)第4の3に規定する工事成績表の評定点(以下「評定点」という。)が65点 未満のものは実績として認められない。

経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち1社が上記の基準を満たす施工実績を有することとする。

同種工事:北海道内で延床面積500m2以上の建築物における防水屋根工事(請負代金額が500万円以上)の施工実績を有する者

(5) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)に基づき当該工事に配置できること。

ただし、建設業法第26条第3項に該当しない場合は、専任の義務は有しない。

① 1級若しくは2級建築施工管理技術士又はこれと同等以上の資格を有するものであることなお、「同等以上の資格を有する者」とは、2級建築士以上の資格を有する者をいう。

監理技術者にあっては、上記①に定める資格のうち1級以上の国家資格を有する者であって、かつ監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

- ② 平成20年度以降に(4)に掲げる工事の経験を有する者であること。なお、当該工事が森林管理局長等の発注した工事のうち入札説明書に示すものである場合にあっては、工事成績評定の評定点が、入札説明書に示す点数未満であるものは経験として認められない。
- ③ 配置予定技術者については、申請書及び資料提出日前の3ヶ月以上継続して雇用している者であること。
- (6) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という)、競争参加資格確認資料(以下「資料」という)の提出期限から開札の時までの期間に、北海道森林管理局長から「工事請負約指名停止等措置要領制定について」(昭和59年6月11日付け、59林野経第156号林野庁官通知)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (7) 森林管理局長等が発注した同種工事で、平成30年4月1日から令和5年3月31日ま

での5年間に完成・引き渡された工事の実績がある場合においては、当該工事に係る評定 点の平均が65点以上であること。(工事成績評定を実施した工事である場合)

- (8) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと(資本関係又は人的 関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)(入札説明 書参照)。
- (9) 建設業法に基づく本社、支店又は営業所が、北海道森林管理局管内に所在すること。 また、経常建設共同企業体として資料を提出する場合は、有資格者名簿に記載されている共同企業体の本店所在地が、上記区域内であること。
- (10)農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について(平成19年12月7日付け、 経第1314号大臣官房経理課長通知)に基づき、警察当局から部局長に対し、暴力団員 が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事 等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (11)以下の届出の義務を履行していない建設業者(当該届出の義務がない者を除く。)でないこと。
 - ① 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出
 - ② 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出
 - ③ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出

3 競争参加資格の確認等

(1)申請書等の提出

本競争の参加希望者は、上記2に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に 掲げるところに従い、申請書等を提出し、支出負担行為担当官から競争参加資格の有無につ いて確認を受けなければならない。

(2) 申請書等の提出期間、場所及び方法

①提出期間

令和5年11月15日から令和5年11月30日の9時から17時(12時から13時までを除く。)まで。

ただし、行政機関の休日に関する法律(昭和 63 年法律第 91 号)第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。)を除く。

②提出場所

所在地 北海道沙流郡日高町栄町東258-3 日高北部森林管理署 総務グループ 総括事務管理官 電話 01457-6-3466

③その他

提出は、電子入札システムを用いて提出すること。詳細は入札説明書による。ただし、 承諾を得て紙入札による場合は上記②に示す場所に持参すること。

(3)上記(2)の①に規定する期限までに提出しない者、提出した申請書等に不備のある者又は競争参加資格がないと認められた者は本競争入札に参加できない。

4 入札手続等

(1) 担当部局

〒055-2303 北海道沙流郡日高町栄町東2丁目258-3日高北部森林管理署 総務グループ 電話:01457-6-3466

- (2) 入札説明書等の交付期間、場所及び方法
 - ① 交付期間:令和5年11月15日(水)~令和5年12月18日(月)の午前9時から午後5時(正午から午後1時を除く。)まで。ただし、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第 91号)第1条1項各号に掲げる行政機関の休日を除く。
 - ② 場所:〒055-2303 北海道沙流郡日高町栄町東2丁目258-3 日高北部森林管理署 総務グループ 電話:01457-6-3466
 - ③ その他:配布資料は無料であるが、入札説明書等を記録するためのCD-R(未使用のものに限る。)を持参すること。なお、電子入札システム(ダウンロードシステム)から入手可能である。※ USBメモリは使用不可。
- (3) 入札及び開札の日時、場所及び提出方法

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、やむを得ない事情により発注 者の承諾を得た場合は、紙入札による入札書を持参すること。郵送等による提出は認めない。

① 電子入札システムによる場合入札開始日時 令和5年12月12日(火) 午前10時00分

入札締切日時 令和5年12月19日(火) 午前10時00分

- ② 紙入札方式により 持参する場合の締め切りは、令和5年12月19日(火)午前9時5 0分までに日高北部森林管理署会議室へ持参の上、入札すること。
- ③ 開札は、令和5年12月19日(火)午前10時00分 日高北部森林管理署にて行う。
- ④ 紙入札による競争入札の執行に当たっては、分任支出行為担当官により競争参加資格 があると確認された旨の通知書の写し及び委任状がある場合は委任状を持参すること。

5 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
 - ① 入札保証金 免除

② 契約保証金 納付。納付額は、請負代金額の10分の1以上とする。

(保管金の取扱店 日本銀行札幌東代理店)

ただし、以下の条件を満たすことにより契約保証金の納付に代えることができるものと する。

- ア 利付き国債の提供(保管有価証券の取扱店 日本銀行札幌東代理店)
- イ 金融機関若しくは保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証会社をいう。)の保証(取扱官庁北海道森林管理局)また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合には、契約保証金の納付を免除する。
- ③ 予決令第86条に規定する調査を受けた者に係る契約保証金の額は10分の3以上とする。

(3) 前金払

前金払いの金額は、請負代金額の10分の4以内とする。ただし、予決令第86条に規定する調査を受けた者との契約に係る前金払いの金額は、請負代金額の10分の2以内とする。

(4) 工事費内訳書の提出

第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を電子入札システムにより提出すること。紙入札方式での場合は、入札書とともに工事費内訳書を提出すること。なお、当該工事内訳書未提出の入札は、無効とする。

(5)入札の無効

- ① 本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載 をした者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- ② 無効の入札を行った者を落札者としたことが明らかとなった場合には、落札決定を 取り消す。
- ③ 分任支出行為担当官から競争参加資格のあることを確認された者であっても、開札の時において上記2に掲げる資格がない場合は、競争参加資格のない者に該当する。

(6) 落札者の決定方法

落札者の決定は、競争参加資格の確認がなされた者の中で予決令第79条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

ただし、予定価格が1千万円を超える工事について、落札者となるべき者の入札価格では当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(7) 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、CORINS (一般財団法人日本建設情報総合センターの工事実績情報システム)等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を締結しないことがある。なお、分任支出行為担当官によりやむを得ないものとして承認された場合の他は、配置予定監理技術者等の変更は認められない。

- (8) 契約書作成の要否: 要
- (9) 関連情報を入手するための照会窓口は、上記5(2)-②に同じ。

(10) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記 2 (2) に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記 3 (2) 及び(3) により申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において上記 2 (2) に掲げる資格の認定を受け、かつ競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(11) 申請書及び資料の内容のヒアリング

申請書及び資料の内容についてのヒアリングは原則として行わない。なお、ヒアリング 実施の必要が生じた場合は別途通知する

(12) 本案件は、申請書等の提出及び入札を電子入札システムで行うものであり、詳細については、「入札説明書及び電子入札システム運用基準(建設工事及び測量・設計コンサルタント等業務)」(平成16年7月29日付け、16林政政第269号林野庁長官通知)による。

(13) 発注者綱紀保持対策について

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的とした、農林水産省発注者綱紀保持規程 (平成 19 年農林水産省訓令第 22 号) 第 10 条及び第 11 条にのっとり、第三者から以下の不当な働きかけを受けた場合は、これを拒否し、その内容(日時、相手方及び働きかけの内容)を記録し、同規定第 9条に基づき設置する発注者綱紀保持委員会(以下、「委員会」という。)に報告し、委員会の調査分析において不当な働きかけと認められた場合には、当該委員会を設置している期間において閲覧及びホームページにより公表する。

(不当な働きかけ)

- ① 自らに有利な競争参加資格の設定に関する依頼
- ② 指名競争入札において自らを指定すること又は他者を指名しないことの依頼
- ③ 自らが受注すること又は他者に受注させないことの依頼
- ④ 公表前における設計金額、予定価格、見積金額又は低入札価格調査制度の調査基準価格に関する情報聴取
- ⑤ 公表前における総合評価落札方式における技術点に関する情報聴取

- ⑥ 公表前における発注予定に関する情報聴取
- ⑦ 公表前における入札参加者に関する情報聴取
- ⑧ その他の特定の者への便宜又は利益若しくは不利益の誘導につながるおそれのある 依頼又は情報聴取

(14) 詳細は入札説明書による。

また、入札に参加を希望するものは、北海道森林管理局ホームページに掲載されている競争契約入札心得を熟知のうえ、入札に参加すること。

掲載場所:北海道森林管理局>公売・入札情報>競争参加資格関係・入札参加者への 注意事項等>資料7:北海道森林管理局競争契約入札心得

(15) その他

本公告に記載なき事項及び詳細は、入札説明書、工事請負契約書(案)及び工事仕様書 による。

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程(平成 19 年農林水産省訓令第 22 号)が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています

詳しくは、北海道森林管理局(http://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/)をご覧下さい。

競争参加資格確認結果書

1 工 事 名:日高北部森林管理署庁舎屋根改修工事

2 発注機関名:日高北部森林管理署3 入札公告日:令和5年11月14日

4 競争参加資格確認結果通知期限日:令和5年12月6日(水曜日)

資格確認申請者	資格の有無	資格がないと認めた理由
株式会社 遠藤組 代表取締役 遠藤 正弘	無	1 入札公告の記の2の(2)に定める競争参 加資格を有する「資格確認通知書」の写しが 添付されていなかったため
三嶋建設 株式会社 代表取締役 三嶋 克昭	有	
株式会社 山越組 代表取締役 山越 早苗	有	

入札筆記書

調達案件番号

003801006020230005

調達案件名称

日高北部森林管理署庁舎屋根改修工事

業者名称	業者区分	第1回入札金額	第2回入札金額	結果
三嶋建設(株)		7,900,000	7,300,000	落札
(株)山越組		8,000,000	7,720,000	

結 果 落札者決定

入札執行月日 令和05年12月19日

部 署 北海道森林管理局日高北部森林管理署

入札書比較価格(税抜き)7,459,000予定価格(税込み)8,204,900調査基準価格(税抜き)0

開札結果は上記の金額の通り相違ありません。

執行担当署名 野木 宏祐

立会 確認担当署名 中家 響

積 算 内 訳 書

科目	・種目別内訳)		1				NO.1
	名 称	規格	数量	呼称	単 価	金 額	摘要
[日高北部森林管理	里 <u>署广舎屋根改修工事</u>					
1	仮設工事		1	式		586,040	
2	本屋 屋根改修工事		1	式		3,730,591	
3	玄関屋根改修工事		1	式		373,562	
4							
5							
	計	直接工事費				4,690,193	
		E以4.7.5				1,000,100	
т	共 通 費	同产业 八世神故 工声 世界 建建铁铁 甘油 建筑 甘进 小家田城田					
ц		国交省公共建築工事共通費積算基準・積算基準の運用採用 改修建築工事 直接工事費300万円以上10億以下	F 00	0/		070.400	
	共通仮設費	直接工事員300万円以上10億以下	5.83	%		273,438	
	小計 -:	(I)					
	計	純工事費				4,963,631	
		 改修建築工事					
	現場管理費	純工事費300万円以上10億以下	28.50	%		1,414,635	
	小計						
	計	工事原価				6,378,266	
		JF IK (母 86. 〒 申					
	一般管理費	改修建築工事 工事原価3百万円超え20億円以下	16.95	%		1,081,116	
	合 計	 工事価格				(7,459,382)	
							千円以下切捨
	消費税相当額		10	%		745,900	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	総合計		10	/0		8,204,900	
	小心口口					8,204,900	
			+				